

愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき意見を知事に回答する必要があるとあり、事務の臨時代理により、「教育委員会として特に意見はない」旨の回答としましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和6年12月20日

総務課

愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正の概要

1 改正の内容

教育長の期末手当の支給割合の改定及び給料の額の引上げ

2 改正の理由

(1) 期末手当の支給割合の改定

国の特別職に準じて、教育長の期末手当の支給割合を引き上げるため。

(2) 給料の額の引上げ

特別職報酬等審議会の答申に基づき、知事及び副知事の給料の額が引き上げられることに合わせて、教育長の給料の額を引き上げるため。

3 改正の内容

(1) 教育長の期末手当の支給割合を改正する。

区分	6月期	12月期	計
現行	1.70月	1.70月	3.40月
改正後	1.725月	1.725月	3.45月

(2) 教育長の給料の額を引き上げる。

区分	給料
現行	905千円
改正後	926千円

4 施行期日

(1) 期末手当

公布の日（2024年6月1日から遡及適用）

(2) 給料月額引上げ

2025年1月1日

第二百四十六号議案

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部改正について

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年十二月十六日提出

愛知県知事 大村 秀章

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例

(愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正)

第一条 愛知県教育委員会教育長給与条例(昭和二十三年愛知県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「九十万五千元」を「九十二万六千元」に改める。

第五条ただし書中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から施行する。
 - 一 第一条中愛知県教育委員会教育長給与条例第五条ただし書の改正規定
- 2 この条例(前項第一号から第四号までに掲げる規定及び同項第五号に掲げる規定(第六条中委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例第六条第一項ただし書の改正規定に限る。)に限る。以下同じ。)による改正後の各条例の規定は、令和六年六月一日から適用する。
- 3 この条例による改正後の各条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の各条例の規定に基づいて支給された期末手当は、この条例による改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

説 明

この案を提出するのは、教育長の給料の額を引き上げる等のため必要があるからである。

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部改正新旧対照表
愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正新旧対照表

新

(給料の額)

第二条 教育長の給料の額は、月額九十二万六千円以内において知事が定める額とする。

(その他の手当)

第五条 教育長には、県職員の例により、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。ただし、職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第二十条第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百七十二・五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている割合については、規則で定めるものとする。

旧

(給料の額)

第二条 教育長の給料の額は、月額九十万五千円以内において知事が定める額とする。

(その他の手当)

第五条 教育長には、県職員の例により、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。ただし、職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第二十条第二項中「百分の百二十一・五」とあるのは、「百分の百七十」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている割合については、規則で定めるものとする。